

# 住民税のしおり

## 目次

1. 個人住民税とは…P1
2. 市民税・府民税の納税方法…P2
3. 公的年金からの特別徴収制度について…P3
4. よくある問い合わせ…P4～
  - ①寄附金控除について
    - I 寄附金税額控除について
    - II 「ふるさと寄附金」制度について
  - ②個人市民税・府民税の減免について
5. 令和6年度(令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に得た収入)の個人住民税(市・府民税)から適用される税制改正について…P6～7
  - ①森林環境税(国税)の創設
  - ②上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し
  - ③国外居住親族に係る扶養控除の見直し
6. 令和7年度(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に得た収入)の個人住民税(市・府民税)から適用される主な税制改正について…P8
  - ①住宅ローン控除の拡充
  - ②市・府民税の定額減税(令和7年度対象者のみ)
7. 令和8年度(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に得た収入)の個人住民税(市・府民税)から適用される主な税制改正について…P9
  - ①給与所得控除の見直し
  - ②各種扶養控除等に係る所得要件等の引き上げ
  - ③大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設

## 1.個人住民税とは

### 個人住民税(市民税・府民税)

個人住民税(市民税・府民税)とは、一定以上の所得のある人が全員同じ金額を負担する「均等割」と、その人の所得金額に応じて所得の多い人ほど多くの負担をする「所得割」からなります。事務上、個人住民税(以下「住民税」という。)として市民税と合わせて府民税も市が計算しています。

・市民税は、日常生活に身近な行政サービスのために必要とされる費用について、市民がその能力に応じて負担を分かち合うという性格を有しています。

・府民税は、大阪府の税金ですが、納税者の便宜などを図るため、市民税と合わせて住民税として摂津市に納めていただき、市が府に払い込んでいます。

※住民税は、その年の1月1日に住んでいた都道府県・市町村に納める税金です。1月1日以降、転出した場合であっても、その年の住民税は1月1日に住んでいた市町村に納めることとなるためご注意ください。

### 均等割

市民税:3,000円 府民税:1,300円 ※森林環境税:1,000円

※森林環境税とは、平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、一人年額1,000円が課税され個人住民税(市・府民税)均等割と併せて市町村が徴収します。また、その税込の全額が森林環境譲与税として市町村及び都道府県へ譲与されます。

森林環境譲与税は間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進のために活用されます。

詳細については、総務省のホームページ「森林環境税及び森林環境譲与税について」をご覧ください。

※大阪府森林環境税は、平成28年度より一人年額300円が市・府民税均等割額に加算され、課税されています。その期限が令和9年度まで延長予定です。

### 所得割

所得割額は、課税する年の前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得に応じて課税されます。

### 税率

市民税:6% 府民税:4%

## 2.市民税・府民税の納税方法

### 市民税・府民税の納税の方法について

納税の方法については、普通徴収・給与からの特別徴収・公的年金からの特別徴収の3種類があります。

#### 普通徴収

事業所得者や不動産所得者、会社を退職した人などが対象で、納税通知書によって年税額を通常年4回に分けて納める方法です。

#### 納期

- ・第1期…6月1日から同30日まで
- ・第2期…8月1日から同31日まで
- ・第3期…10月1日から同31日まで
- ・第4期…翌年1月1日から同31日まで

納付場所・納付方法については、納付書裏面記載の金融機関・コンビニエンスストア等・摂津市指定金融機関(摂津市役所内)・ゆうちょ銀行及び郵便局・スマートフォン決済アプリ・地方税統一QRコード対応金融機関及び地方税お支払サイトとなります。

なお、納期限が金融機関の休業日の場合は、翌営業日が納期限となります。

また、口座振替による納付もできますのでご利用ください。口座振替に関する手続等に関しては、摂津市役所納税課へお問い合わせください。

#### 給与からの特別徴収

給与所得者が対象で、給与の支払者(会社など)が毎年6月から翌年の5月までの毎月の給与から税額を差し引き、市へ納める方法です。給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定(変更)通知書は、通常5月に勤務先に郵送します。

また、年度の途中で退職された場合は、差し引きできなかった残額分を一括徴収(最終の給与より残額分を全て差し引き)又は普通徴収で納めていただくこととなります。

#### 公的年金からの特別徴収

65歳以上の公的年金所得者が対象で、公的年金にかかる市民税・府民税を4月から翌年2月にかけての年6回の年金支給月より差し引きし、公的年金の支払者(日本年金機構など)から市へ納める方法です。

### 3.公的年金からの特別徴収制度について

#### 公的年金からの特別徴収制度の概要

公的年金からの特別徴収とは、65歳以上の公的年金受給者が対象で、公的年金にかかる市民税・府民税を4月から翌年2月(年6回)の年金より差し引きし、公的年金の支払者(日本年金機構など)から市へ納める方法です。

この制度は、公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を目的として地方税法に定められています。

#### 対象者

以下の5項目全てに当てはまる方が対象です。

- ・当該年度の4月1日現在、65歳以上の方
- ・公的年金所得に対して市・府民税が課税されている方
- ・年額18万円以上の老齢基礎年金等を受給されている方
- ・介護保険料が年金から差し引きされている方
- ・当該年度の1月1日以降、継続して摂津市にお住まいの方

#### 対象税額

公的年金等の所得にかかる市民税・府民税額及び森林環境税額が特別徴収の対象です。

そのため、給与所得や事業所得、不動産所得など他の所得にかかる市民税・府民税は、普通徴収(納税義務者本人が納付書や口座振替により納付)や給与からの特別徴収の方法で納めていただきます。

#### 対象となる年金

国民年金法に基づく老齢基礎年金などの老齢又は退職を支給事由とする年金

対象となる年金が2以上ある場合には、そのうち1つの年金が特別徴収対象の年金となります。ただし、障害年金及び遺族年金については、課税の対象ではありません。

#### 今年度から特別徴収の対象となる方(前年特別徴収が中止となった方を含む)

6月、8月に年税額の4分の1ずつを納付書や口座振替で納めていただき、10月、12月、2月支給分の年金より年税額の6分の1ずつを年金より差し引き(特別徴収)します。

#### 前年度から特別徴収の対象となっている方

仮徴収は、4月・6月・8月支給分の年金から、(前年度分の年税額÷2)÷3の金額を年金より差し引き(特別徴収)します。

本徴収は、10月・12月・2月支給分の年金から、(今年度の年税額－仮徴収額)÷3を年金より差し引き(特別徴収)します。

## 4.よくある問い合わせ

### ① 寄附金控除について

#### I 寄附金税額控除について

所得税で寄附金控除の対象となっている寄附金のうち、摂津市が条例で規定した寄附金については、所定の手続（確定申告等）をすることにより、所得税及び個人市民税が控除されます。都道府県・市区町村、大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪府支部のほか、摂津市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体であり、摂津市の条例で規定された寄附金等が対象です。

#### 対象寄附金

- (1)都道府県・市区町村に対する寄附金
- (2)大阪府共同募金会・日本赤十字社大阪府支部に対する寄附金
- (3)所得税法等に規定される寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として摂津市の条例で定めるもの(大阪府の条例で規定する指定寄附金)
- (4)租税特別措置法に規定される特定非営利活動に関する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として摂津市の条例で定めるもの(大阪府の条例で規定する指定寄附金)

大阪府の条例指定寄附金の制度については、大阪府のホームページ「市民公益税制について」をご覧ください。

#### 寄附をされた個人の方へ

寄附をした翌年の1月1日現在において、摂津市にお住まいの方(摂津市個人市民税の納税義務のある方)が寄附金税額控除を受けることができます。控除の適用を受けるためには、寄附をした翌年に所得税の確定申告をしていただく必要があります。申告には、寄附金を受領する法人・団体が発行した受領証(領収書)が必要となります。

#### II「ふるさと寄附金」制度について

「ふるさと寄附金」制度は、「ふるさと」に貢献や応援をしたいという納税者の思いを実現するため、応援したい地方自治体への寄附を通じて、その寄附額の一定限度を居住地の個人住民税・所得税から控除できる制度です。

ふるさと納税を行い、所得税・住民税から控除を受けるためには、原則として確定申告を行う必要があります。地方自治体に寄附をした人は、寄附をした際に受け取る寄附金受領証明書を所得税の確定申告時に最寄りの税務署に提出してください。確定申告を行うと、所得税と住民税の控除額がそれぞれ決まり、所得税分はその年の所得税から控除(還付)され、住民税分は翌年度の住民税から控除(住民税の減額)されます。

#### ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告の不要な給与所得者等で、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内である場合に限り、ふるさと納税を行った各自治体に申請することで確定申告が不要になる制度です。

特例の適用には、寄附を行う際に各寄附先の自治体に特例適用の申請書を提出する必要があります。

「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用を受ける場合は、所得税からの控除は発生せず、寄附をした年の翌年に課税される個人住民税から控除されます。

詳細については総務省のホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください。

## ②個人市民税・府民税の減免について

個人市民税・府民税は、所得税と異なり、前年の所得に対して課税される制度となっていますので、税負担の公平性から、納付時期の所得状況などにかかわらず、納めていただくことが原則です。

ただし、以下の理由により、個人市民税・府民税の全額負担が困難であると認められる場合は、申請により減免を受けられることがあります。

### 1.生活保護法の規定による保護を受ける方

生活保護法に規定する生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等を受けている方・・・全額免除

### 2.貧困により生活のため公私の扶助を受ける方

「1.生活保護法の規定による扶助を受ける者」と同等の生活基準にある方・・・全額免除

### 3.所得が皆無となったため生活が著しく困難になった方

◎その年の所得金額の見込みが皆無で、生活が著しく困難な方(※)・・・全額免除

◎失業又は廃業、退職、休職、休業等により、その年の所得金額の見込みが前年より大きく減少し、生活が困難になったと認められる方(※)・・・最大 7 割軽減(軽減割合は前年の合計所得金額により変動)前年の合計所得金額が 260 万円以下の方が対象

※生活が困難である状況については、減免についての要綱や基準に基づき該当する方かどうかの判断をします。

### 4.勤労学生に該当する方

確定申告若しくは住民税申告等で勤労学生控除の適用があり、減免申請時において学生である方・・・全額免除

### 5.不慮の災害により納税ができなくなった方

◎不慮の災害により納税者が死亡し、相続人による納付が著しく困難である方

◎災害又は盗難若しくは横領により本人又は同居親族の資産について、大きな損害を受けている方・・・最大 7 割軽減(損失の金額と前年の合計所得金額により変動)前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の方が対象

### 6.本人又はその配偶者が被爆者健康手帳の交付を受けている方

被爆者健康手帳の交付を受ける者又は被爆者健康手帳所持者である同居の配偶者を有する方・・・所得割軽減  
前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の方が対象

## 減免・軽減の適用について

減免・軽減の適用については、条例や規則等に規定する理由や所得基準要件、申請時における所得や今後の見込み、資産や生活状況を総合的に審査した上で承認の場合は減免・軽減後の市・府民税の税額変更通知書、不承認の場合は不承認通知書を送付します。※申請によって必ず適用されるものではありません。

※申請受付後、通知発送まで 30 日ほど時間を要する場合があります。

なお、減免を受けようとするときは、納期限までに申請する必要があります。納期限が過ぎた税額及び納付された税額については、減免できません。また、申請する理由により、申請に必要な書類が異なりますので、申請を検討されている方については、市民税課市民税係にご相談ください。

5.令和6年度(令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に得た収入)の個人住民税(市・府民税)から適用される税制改正について

#### ① 森林環境税(国税)の創設

森林環境税とは、平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、一人年額1,000円が課税され個人住民税(市・府民税)均等割と併せて市町村が徴収します。また、その税込の全額が森林環境譲与税として市町村及び都道府県へ譲与されます。

森林環境譲与税は間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進のために活用されます。

詳細については総務省のホームページ「森林環境税及び森林環境譲与税」をご覧ください。

#### ・納税義務者について

国内に住所のある個人

なお、以下の方については森林環境税が課税されません。

1.1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

2.1月1日現在、障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下である方

3.前年の合計所得金額が次の金額以下である方

・同一生計配偶者及び扶養親族がいない方→45万円

・同一生計配偶者又は※扶養親族がいる方→35万円×(同一生計配偶者+※扶養親族の人数+1)+10万円+21万円

※扶養親族の要件については以下の4点全てを満たす方が該当となります。

・6親等内の血族、3親等内の姻族であること

・納税者と同一生計者であること

・前年の合計所得金額が48万円以下であること

・青色申告者の事業専従者給与を受けていない、又は白色申告者の事業専従者でないこと

扶養親族の詳細については国税庁のホームページ「No.1180 扶養控除」をご覧ください。

#### ・個人住民税(市・府民税)均等割及び森林環境税の合計額について 現行と改正後の比較

税目	令和5年度まで	令和6年度以降
森林環境税(国税)	—	1,000円
個人住民税均等割(市民税)	3,500円	3,000円
個人住民税均等割(府民税)	1,800円	※1,300円
計	5,300円	5,300円

※今回の税制改正に伴う個人住民税(市・府民税)の均等割に係る負担の増減は生じません。(令和9年度まで大阪府森林環境税300円を含む)

## ② 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等について、所得税と個人住民税(市・府民税)において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和6年度(令和5年分)以降、課税方式を所得税と一致させることになりました。

これにより、所得税で選択した課税方式が個人住民税(市・府民税)にも適用され、非課税判定や扶養控除、配偶者控除等の適用、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料・介護保険料等の算定、各種行政サービス等に影響が生じる場合がありますのでご注意ください。

詳細については摂津市のホームページ「上場株式等の配当所得等及び譲渡所得に係る課税方式の選択」をご覧ください。

## ③ 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

令和6年度(令和5年分)以降、国外居住親族に係る扶養控除の適用について、控除の対象となる扶養親族(控除対象扶養親族)の要件が厳格化され、日本国外に居住する30歳以上70歳未満の親族のうち以下のいずれにも該当しない方は扶養控除の適用対象外となります。

### 適用要件

対象者 提出又は提示が必要な書類

#### 1. 留学により非居住者となった者

- ・親族関係書類
- ・送金関係書類
- ・留学ビザ等書類

#### 2. 障がいのある方

- ・親族関係書類
- ・送金関係書類
- ・障がい者手帳等

#### 3. 扶養控除を申告する納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方

- ・親族関係書類
- ・38万円送金書類(控除対象の親族ごとに必要)

上記のいずれも日本語訳された親族確認書類及び送金関係書類の提示又は提出が必要となります。

詳細については国税庁のホームページ「国外居住親族に係る扶養控除等の適用について」をご覧ください。

6.令和 7 年度(令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの間に得た収入)の個人住民税(市・府民税)から適用される主な税制改正について

① 住宅ローン控除の拡充

I 子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ

子育て世帯(19 歳未満の子を有する世帯)又は、若者夫婦世帯(夫婦のいずれかが 40 歳未満の世帯)が令和 6 年中に入居する場合、借入限度額が上乗せされます。

住宅区分ごとの借入限度額は以下をご参照ください。

住宅区分	認定住宅	ZEH 水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅	その他の住宅
子育て世帯	5,000 万円	4,500 万円	4,000 万円	3,000 万円
子育て世帯以外	4,500 万円	3,500 万円	3,000 万円	2,000 万円

II 新築住宅の床面積要件の緩和

合計所得金額 1,000 万円以下の方に限り、新築住宅の床面積要件を 40 平方メートル以上に緩和する措置について、建築確認の期限が令和 6 年 12 月 31 日まで延長されます。

詳細については、国土交通省のホームページ「住宅ローン減税」をご覧ください。

② 市・府民税の定額減税(令和 7 年度対象者のみ)

令和 7 年度課税分(令和 6 年所得分)の合計所得金額が 1,805 万円以下(給与収入 2,000 万円以下に相当)の方のうち、同一生計配偶者がいる方については控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(※)分の 1 万円が減税されます。

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者とは、納税義務者本人の合計所得金額が 1,000 万円超かつ国外居住者を除く配偶者自身の合計所得金額が 48 万円以下の方

7.令和8年度(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に得た収入)の個人住民税(市・府民税)から適用される主な税制改正について

① 給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、給与収入金額が190万円以下の最低保障額が最大10万円引き上げられます。給与収入金額が190万円を超える場合の給与所得控除に改正はありません。

これにより、給与収入金額のみ(扶養なし)の方は、給与収入金額が110万円以下であれば住民税が非課税となります。(扶養の状況やご本人の状況等により非課税の基準は異なる場合があります。)

給与所得控除額の改正前後の比較

給与収入金額	改正前	改正後
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	給与収入金額×40%－10万円	65万円
180万円超 190万円以下	給与収入金額×30%＋8万円	65万円
190万円超 360万円以下	給与収入金額×30%＋8万円	同左(改正なし)
360万円超 660万円以下	給与収入金額×20%＋44万円	同左(改正なし)
660万円超 850万円以下	給与収入金額×10%＋110万円	同左(改正なし)
850万円超	195万円	同左(改正なし)

② 各種扶養控除等に係る所得要件等の引き上げ

各種扶養控除等の適用を受ける場合の所得要件が以下のとおり10万円引き上げられます。

各種扶養控除等の所得要件の改正前後比較(括弧内は給与収入のみの場合の給与収入金額)

控除の種類	要件等	改正前	改正後
配偶者控除及び扶養控除	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
ひとり親控除	ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	75万円以下 (130万円以下)	85万円以下 (150万円以下)
雑損控除	雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)

③ 大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設

生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等で、前年の合計所得金額が 58 万円を超えて特定扶養控除の対象とならない方についても、合計所得金額が 123 万円以下までの方は、以下のとおり段階的に所得控除の適用を受けることができる制度が創設されました。

特定親族特別控除の控除額(括弧内は給与収入のみの場合の給与収入金額)

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58 万円超 95 万円以下 (123 万円超 160 万円以下)	45 万円
95 万円超 100 万円以下 (160 万円超 165 万円以下)	41 万円
100 万円超 105 万円以下 (165 万円超 170 万円以下)	31 万円
105 万円超 110 万円以下 (170 万円超 175 万円以下)	21 万円
110 万円超 115 万円以下 (175 万円超 180 万円以下)	11 万円
115 万円超 120 万円以下 (180 万円超 185 万円以下)	6 万円
120 万円超 123 万円以下 (185 万円超 188 万円以下)	3 万円

令和7年12月作成

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号  
摂津市 総務部 市民税課 市民税係  
☎大代表(06)6383-1111 代表(072)638-0007  
内線 2256~2259  
直通(06)6319-1990